

告 示

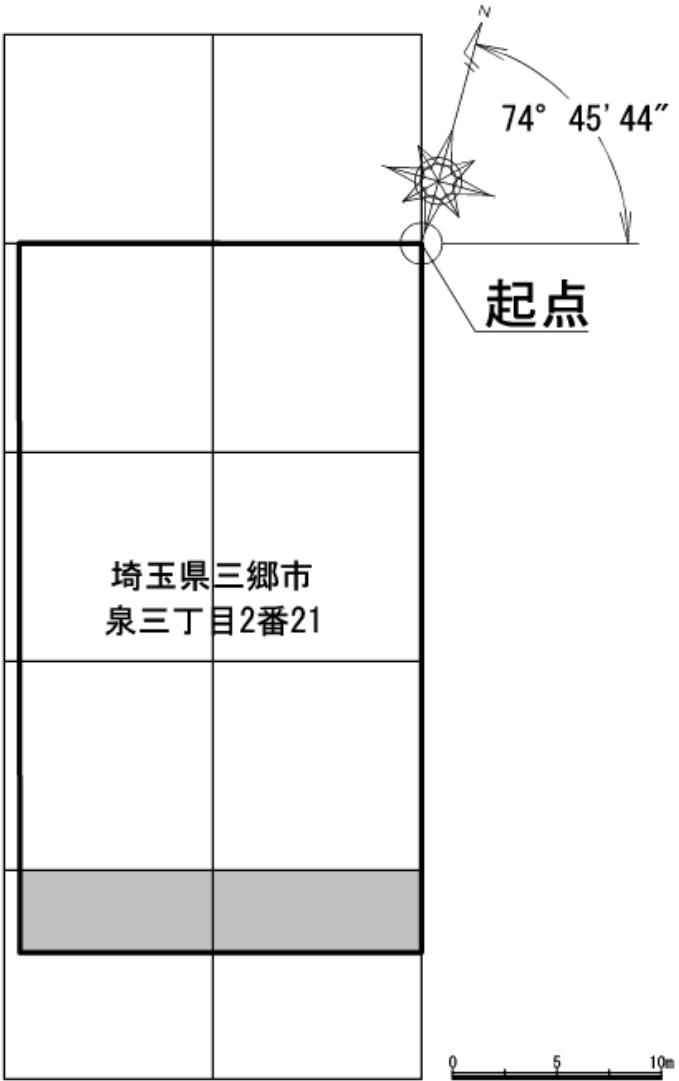
埼玉県告示第九百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県三郷市泉三丁目二番二十一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



起点

起点は埼玉県三郷市泉三丁目2番21の最北端とする。

- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界・地番境界